

平成29年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	平成29年度 第9号 重要文化財ソウ見寺三 重塔保存修理工事	平成29年度 第9号 重 要文化財ソウ見寺三重塔 保存修理工事	平成30年3月29日 ～ 平成30年9月25日	社寺建築・株式会社木 澤工務店 滋賀営業所	17,280,000	不落随契	8	